

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を次のように改める。

- (一) 一件の請負対象設計金額が一億円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名、随意契約の相手方の決定
- (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の十第一項の規定による落札人の決定（管理者が別途定める場合を除く。）

附 則

この規程は、平成二十二年六月一日から施行する。